

住所変更などの

手続はお済みですか？

春の引越しシーズンは、市民課窓口が混雑します



住所を変更したら、14日以内に届出をするよう、法律で定められています。

例年、転入・転出・転居などの住所変更が多くなる3月中旬から4月上旬にかけては、市民課窓口が大変混み合います。混雑が予想される日時や、手続に必要なものをお知らせします。

1. 窓口の開設時間

月曜日～金曜日（祝日除く）8時30分～17時15分

※戸籍届出や転入・転居など、内容によっては手続に時間がかかりますので、16時30分までにお越しください。

2. 混雑が予想される日時

- ・ 3月中旬から4月上旬
- ・ 月曜日、金曜日および祝日明け
- ・ 11時～14時ごろ

※内容によっては他課での手続がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

3. 「本人確認資料」を持参してください

住所変更や住民票・戸籍謄抄本の交付申請の際には、次の「本人確認資料」で確認を行っています。

個人情報不正取得や虚偽の手続を防ぐためのもので、ご協力をお願いします。

【本人確認資料】

顔写真付きの官公署発行の書類を1点

（例）運転免許証、個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）、顔写真付きの住基カード、パスポート、在留カードまたは特別永住者証明書など
右記の書類がない場合は、次の書類を2点
（例）健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書など

4. 転入・転居の際は「マイナンバーカード」、「顔写真付きの住基カード」、「在留カード」を持参してください

カードに転入・転居後の新住所を記載します。住所変更する人のカードを持参してください。

なお、マイナンバーカード・住基カードの住所変更には個別に暗証番号（数字4ケタ）の確認が必要になります。

5. 印鑑登録証明書（印鑑証明）の発行には印鑑登録証が必要です

窓口での発行には「印鑑登録証」が必要ですので、必ず持参してください。

マイナンバーカードがあれば コンビニ交付サービスが利用できます

出雲市に住民票がある人は、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置しているマルチコピー機で各種証明書が取得できます。

▶取得できる証明書

- ①住民票の写し（本人・同一世帯員）
 - ②印鑑登録証明書（本人のみ）
 - ③戸籍（謄本／抄本）
 - ④戸籍の附票の写し（謄本／抄本）
 - ⑤所得（課税）証明書（本人の最新年度分）
- ※③、④は本籍・住所ともに出雲市にある方のみ

▶取得できる主なコンビニ

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン

▶利用時間

6時30分～23時（12/29～1/3は利用できません）
※戸籍・戸籍の附票の写しは8時30分～17時15分
※3月22日（月）13時から3月25日（木）12時の間システムメンテナンスのため利用できません。

6. お近くの窓口をご利用ください

住所変更や印鑑登録・住民票の写し等の発行などは、本庁・行政センターいずれの窓口でも手続ができます。お近くの窓口をご利用ください。

土日窓口サービスでは、転入・転出・転居などの住所変更手続、印鑑の登録は行っていません。

おたすね・手続窓口

本庁市民課	☎21-2315
平田行政センター 市民サービス課	☎63-5565
佐田行政センター 市民サービス課	☎84-0111
多伎行政センター 市民サービス課	☎86-3116
湖陵行政センター 市民サービス課	☎43-1214
大社行政センター 市民サービス課	☎53-3115
斐川行政センター 市民サービス課	☎73-9100

マイナンバーカードを 申請しましょう

2021年3月末までに

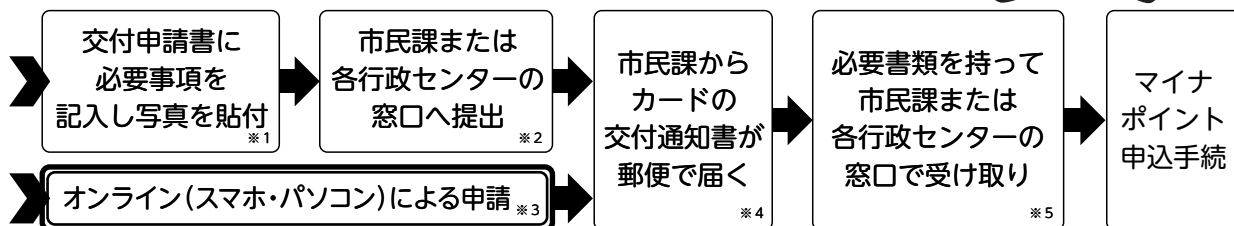
マイナンバーカードを申請すると
マイナポイントがもらえるよ!

上限 5,000円 相当

付与率
25%



◆申請～取得の方法



- ※1) 交付申請書が必要な人は、市民課または各行政センターの窓口へご連絡ください。
- ※2) 直接国のカードセンターへ郵送することもできます。
- ※3) オンライン申請にはQRコード・申請書ID付きの申請書が必要です。
- ※4) 申請から交付通知書が届くまでおよそ1か月かかります。
- ※5) 受取は、事前予約制です。土日窓口サービスでの受取もできます。
(受付数に限りがあるため、希望日に予約できないことがあります。ご了承ください。)

マイナポイントは
こちらから



マイナンバーカードは
こちらから



おたずね／市民課 ☎21-2315

令和3年4月診療分から小・中学生を対象とした 「子ども医療費助成制度」を改正します

◆制度内容

- 全ての小学生の入院及び入院外(通院・薬局等)を対象
- 市独自に全ての中学生の入院を対象

区分	入院	入院外(通院・薬局等)
小学生	1割負担 (※1 限度額 2,000円/月)	1割負担 ※2 薬局等は無料 (限度額 1,000円/月)
中学生	1割負担 (※1 限度額 2,000円/月)	3割負担(助成なし)

- ※1 限度額は1か月、1医療機関(医科、歯科別)あたりの本人負担額の上限
- ※2 薬局等(薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用器具製作所並びに訪問看護ステーション)

◆申請方法

- 各小・中学校経由で配布(令和3年1月)の案内文書に従って申請
子どもの健康保険証が必要です。

(1)小学生の場合

《令和3年3月5日(金)までの申請分》 資格証を3月末に郵送

※3月6日～3月31日申請分は順次郵送しますので、お早めに申請してください。

《令和3年4月以降の申請分》 資格証を窓口にて即日交付

(2)中学生の場合 子どもが入院する際に申請

◆申請窓口

- 本庁 子ども政策課
- 各行政センター 市民サービス課



おたずね／子ども政策課 ☎21-6963